

巻 頭 言 (人・農地プランがあれば)

農地中間管理事業は、9月までに7市町で公募が行われ、積極的にこの制度を利用しようという動きが見えてきました。担い手間の再集積が進んでいる水田地域でも、この機会に更なる規模拡大と農地の集約を図ろうという大規模稲作経営者がいます。また、地域ぐるみで茶園の集積ルールを作って、効率的な茶業経営を展開しようとしている地域のほか、良い農地の貸付け希望情報を得ようと、公募情報の収集を真剣に行っている経営者から公社(機構)に直接問い合わせがあります。

これから、全国的に担い手の公募が進み、県内での取組みも進展してくると、各地域における公募は避け難くなると思われます。また、農地を貸したい土地持ち非農家や、拡大志向の強い担い手からも公募への期待が高まると見込まれます。

こうした中で、企業参入や地区外からの進出などと協調しつつ、地域の財産である農地を地域で有効利用するためには、担い手と農地の将来像である「人・農地プラン」をより具体的に見直し、その実現に向かって地域ぐるみで取り組む必要があります。「人・農地プラン」が適切に描かれていれば、企業や地区外からの参入も含めて、地域の住民にとって最も望まれる農地の活用が進むものと確信しています。(理事長 瀧 昇悟)

地域の動き

◆農業委員会及び農林課が耕作放棄地再生に着手

島 田 市

島田市の大代字松原など3地区では、耕作放棄地再生事業で茶園の再生と基盤整備を行い、農地中間管理事業により地域の中心的経営体を利用集積を進めています。農業委員会、農林課の担当者及び地区の農業委員が、茶園の地主さんや受け手候補者との話し合いを重ね、公社の9月公募にこぎつけました。

3地区とも、区域面積はそれほど広くありませんが、全茶園を機構へ集積し、「地域集積協力金」の交付を受け、かんがい施設の整備などに活用する予定です。これから、この3地区が先導モデルとなって、耕作放棄地再生と利用集積が進むことが期待されます。



◆個別訪問で出し手や受け手の意向を把握しながら事業推進

三 島 市

JA三島函南管内では、人・農地プランの策定・更新の一環として、全戸アンケートを行うとともに、JAと市町、および県東部農林事務所が農家の個別訪問を実施し、農地の貸付意向、規模拡大や集約の希望などの聞き取りをしています。

こうして得られた各農家の意向を踏まえて、JA三島函南の農地利用調整推進員の早川さんが中心となって、出し手と受け手の調整を行い、9月公募を行うこととなりました。

箱根西麓の野菜畑では、陽当たりなど農地の特性が筆ごとにかなり異なるなどの特徴があることから、受け手と出し手の意向を十分に踏まえた調整が利用集積の鍵となっています。

◆着々と事業の手続きが進捗

① 6月公募を行った吉田町では、10月10日に水田7筆1.26haの中間管理権が設定されました。11月初旬に、機構から担い手への利用権が設定される予定です。

② 袋井市大野地区の海岸砂地の畑276筆、9.80haは、12月初旬に公社(機構)に中間管理権を設定し、来年1月初めに農業生産法人の「わかば農園」に貸出す予定です。

③ 沼津市矢取地区では水田32筆3.97haを、12月初旬に公社(機構)に中間管理権を設定し、1月初めに5人の担い手に貸出す予定です。

(4ページへつづく)

機構集積協力金を活用しましょう

農地中間管理機構に農地を貸付けると、農家または地域に「機構集積協力金」が交付されます。

1 農家への交付金

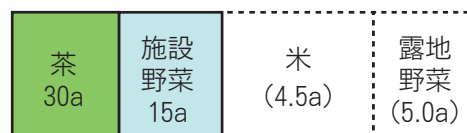
国 ⇒ 県 ⇒ 市町 ⇒ 個人(農家)

※交付を受けるために必要な書類様式が定められています。詳細は市町、農林事務所、公社などにお問合せ下さい。

経営転換協力金		
交付単価	対 象	交 付 要 件 等
・ 0.5ha以下 30万円／戸 ・ 0.5ha超～2.0ha以下 50万円／戸 ・ 2.0ha超 70万円／戸	①農業部門の減少により経営転換する農業者 ②リタイアする農業者 ③農地の相続人で農業経営を行わない人	・ 機構にすべての自作地を10年以上貸付けること（10アールまでは自作可能） ・ 機構に貸付けた自作地が担い手に貸付られること（受け手がいること） ・ 交付金の交付決定後、廃止した農業経営を行わないこと ・ 所有地に遊休農地がないこと

農業部門 4 部門の内、2 部門から撤退する場合

60.5a 撤退→農地の出し手に 50 万円交付



※自留地として 10a 未満は耕作可能
※自留地以外は撤退部門の自作地全てを委任

耕作集積協力金		
交付単価	対 象	交 付 要 件 等
・ 平成26,27年度 20,000円／10a ・ 平成28,29年度 10,000円／10a ・ 平成30年度 5,000円／10a	次の農地を機構に貸付けた所有者または耕作者 ①機構が所有または中間管理権を保有している農地に隣接する農地 ②公社の公募に応募した結果借受希望者が経営する農地に隣接する農地	・ 10年以上、機構に対象農地を貸付けること ・ 機構に貸付けた農地が、自分以外の担い手に貸付けられること * 隣接している 2 筆以上の農地を同時に貸付けた場合も適用されます * 水路や道路、法面などが間にあっても、営農に支障がなければ適用されます

【隣接する農地について】 ①から⑤のいずれかの要件を満たすこと。

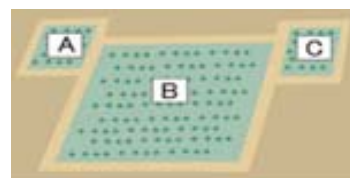
① 2 筆以上の農地が畦畔で接続しているもの



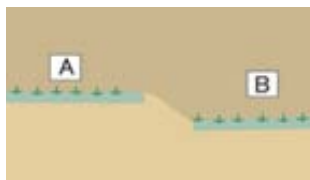
② 2 筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの



③ 2 筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの



④段状をなしている 2 筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの



⑤ 2 筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの



2 地域への交付金

国 ⇒ 県 ⇒ 市町 ⇒ 地域(組織)

地域集積協力金		
交付単価	対象地域(組織)	交付要件等
貸付率が ・20%超～50%以下 20,000円/10a ・50%超～80%以下 28,000円/10a ・80%超～ 36,000円/10a ただし、平成28,29年度は3/4、平成30年度は1/2に減額となります	・「人・農地プラン」の実質的な話合いの範囲となっている区域（おおむね10ha以上） ・区域の外縁が明確で、同一の人・農地プランのエリアに含まれている区域 ＊構成戸数が複数戸であることが必要です ＊農地面積が農地台帳により明確であることが求められます。	・機構への貸付面積が、当該区域内の農振地域内農地面積の20%を超えていること ・人・農地プランの実質的な話合いが行われていること（議事録など、話し合いの記録を残すこと） ・協力金の使途は、地域農業の発展に資する形で使用すること

【交付対象のイメージ】

（地域の農地面積の20%超を中間管理機構へ貸付）

■：既存の利用権設定農地



機構				
		機構	機構	
	機構	機構	機構	
		機構	機構	
		機構	機構	
		機構	機構	機構

■機構：更新または合意解約で機構に貸付ける農地

■機構：自作農地を新たに機構に貸付ける農地

- ・中間管理機構から貸付ける相手は、認定農業者及び人・農地プランの中心的经营体に位置づける
- ・今後、地域内で貸付を行う農地について、農地中間管理機構を通して担い手に集積・集約化する旨を話し合いの記録等に記載する

＊新規に利用権設定する農地が少ない場合や無い場合でも、機構への貸付け合計面積が20%を超える場合は、地域集積協力金の対象となります。

【地域集積協力金の受取る組織は？】

＊いずれも、組織の規約が定められていることが必要です

- ・任意組織、人格のない社団等（多面的機能支払(旧農地・水保全) 交付金活動団体、自治会など）
- ・法人格を持つ地域組織（集落営農組織(法人)、土地改良区など）

【地域集積協力金の使い道は？】

- ・基盤整備事業の地元負担金、賦課金・水利費への充当
- ・地域の共同利用施設の設置・共同利用機械購入、及びこれら施設・機械の維持管理費への充当
- ・地域組織の運営費
- ・その他地域農業の発展に資する活動費など

【地域集積協力金を受取るためには？】

(1)地域の担い手や農地利用の将来像を描くよう地域の話合いを行って下さい

- ①話し合いのエリアを設定する
- ②新たな担い手を含め、担い手を地域の中心的经营体に位置づける
- ③農地中間管理事業を利用して中心的经营体への農地集積・集約のプランを描く
- ④これらの結果を、「人・農地プラン」に反映する

(2)地域集積協力金を受取るための手続きを進めて下さい

- ①地域における話し合いの結果を議事録に残す
 - ・中心経営体を誰にするか
 - ・農地中間管理事業の活用方針
 - ・中心経営体への農地の集積予定
 - ・地域集積協力金の使い方についての合意
- ②所定の申請書に必要事項を記載
- ③市町担当課と協議の上、申請書を提出
 - ・地域の話合いの議事録
 - ・地域の外縁を示した地図
 - ・受け皿組織の規約の写し

詳しくは、静岡県経済産業部農業振興課、各農林事務所企画経営課、静岡県農業振興公社、各市町農業担当課へお問合せ願います。

10月22日に袋井市総合センターで、袋井市農業委員会とJA遠州中央の共催により、担い手の方々への事業説明と意見交換が行われました。永田

農業委員長と瀧静岡県農業振興公社理事長のあいさつの後、公社から事業制度と進捗状況、県から人・農地プランの重要性と機構集積協力金の活用方法などの説明をしました。

後半の意見交換では、地区外耕作者が「貸しはがしにあう」ことはないか？地域の話合いによる集積が重要とのことだが、専門の職員などが間に入って推進することが望ましい等の意見が出されました。今後も、関係機関が連携し、事業を活用した効率的な農業の展開が必要であることが確認されました。



お知らせとお願い

●12月公募の区域の照会

今年度3回目の公募を実施します。この12月公募を行う区域を、関係市町に照会していますので、公募区域の検討や回答などをよろしくお願いします。

・公募期間 12月1日～12月31日（予定）まで

・受付場所 機構、各市町および各JAの担当

*詳しくは、機構担当（平野、松本、高橋）（054-250-8988）までお問合せ下さい

<http://www.shizuoka-nk.or.jp/tyuukannkannri.htm>

*今年度中に、すべての市町で借受希望者の公募が行われるようお願いいたします

●ポスターやパンフレットなどの活用

公社では、出し手や受け手はもとより農地中間管理事業関係者に、制度を御理解頂き積極的に利用して頂くため、パンフレット、ポスター等を用意しております。地域の会合などで配布される場合は、市町やJA及び各農林事務所にお申し出下さい。また、公社のホームページからダウンロードできますが、印刷版も直接提供いたします。

また事業制度の概要を説明するためのスライドとして、「農地中間管理事業のあらまし」（パワーポイント2.6MB）も作成しました。ファイルで提供しますので、公社までお申し出下さい。



●平成26年度秋のJA巡回でお伺いしています

JA静岡中央会、県農業振興課、県農林事務所、各関係市町および公社が、各JAにお伺いして農地利用集積関係の進捗状況や課題、今後の進め方などについて意見交換をしています。各JAの皆様方には、よろしくお願いします。

●地域の説明会などにお伺いします

農地中間管理事業の制度や手続き、および機構集積協力金の仕組みは、さまざまな制約や適用条件があり、手続きの仕方や農地利用集積率の算定などに迷う場合があります。

当公社では、農地の出し手や受け手はもとより、農業委員など地域で農地利用調整を進めておられる方々に、農地中間管理事業を積極的に活用して頂くために、地域や現場に直接お伺いし、事業制度の説明を行うとともに、地域における上手な制度適用の方法などを一緒に検討させていただきます。これから、農地中間管理事業の利用、機構集積協力金の活用などを検討されている方々や、地域組織の皆様におかれは、市町やJAを通じて、当公社または県農林事務所にお申し出ください。